

2024年3月20日

2024年度公企評拡大全国幹事会

<目次>

<資料>	
I. 能登半島地震に関わる水道・下水道の状況報告	1
II. 能登半島地震に関わる水道現場課題	4
III. 2024年度第3回常任幹事会・水道・下水道部会幹事会<記録>	5
IV. 当面の日程	8
<参考>	
I. 災害応急作業手当の運用について(2024年1月19日)総務省	9
II. 人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)	10
III. 大規模災害時の地方公共団体からの応援職員の派遣について	11

<日程及び内容>

2024年3月20日(水)

- 13:00 議長あいさつ
- 13:05 応急給水及び下水道復旧支援活動についての報告
- 13:25 現地派遣支援者からの報告
- 14:25 休憩
- 14:40 今後の課題(災害応急作業等手当の支給について)
- 14:50 意見交換及び質疑応答
- 15:50 その他
- 15:55 まとめ
- 16:00 閉会

2024. 2. 1 時点のまとめ

能登半島地震に関わる水道・下水道の状況報告

(水道)

初動体制として1月1日、公益社団法人日本水道協会本部(以下、日水協)が災害対策本部設置

その後応援要請

被災自治体→所属県日水協支部→日水協中部支部→日水協本部

派遣要請として

日水協本部→日水協各支部→各市町村の自治体より現地派遣

地震発生後翌日1月2日に日水協本部を通じて東海支部より給水タンク車による応急給水活動開始、その後全国の各市町村自治体から応援派遣により現在も活動中

この間、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害に関わる応急給水及び復旧活動は、基本的に上水道事業は日水協に加盟しており、今までも同協会からの指示により給水タンク車や職員派遣を行なってきた。しかし突然1月4日付で内閣府が全国知事会に対して「日本水道協会に依頼しているが給水車が不足しているため、全国知事会が要請するものです」という全国知事会からの要請があった。現地での給水車の数は待機なども含めて飽和状態になっており稼働率も正直悪い。いつでも応援にいけるが派遣待ちで、いつ現地にいけるのかと苦情が入っている。このニーズとのマッチングミスについては被災自治体のオペレーションが機能しておらず本来は石川県が各被災自治体に入り、ニーズの取りまとめや支援県や団体に要請すべきところが、被災自治体職員が県庁に連絡をして支援を受けているようで被災地職員は住民対応などで混乱しているなか支援側に対応を依頼している状況であった。よって、動員交代や撤収時期の調整は被災自治体が行っていた。このように石川県庁が不在のなか、支援する県は県防災担当が支援自治体に張り付いているのにも関わらず、石川県からの情報が無いため、被災自治体から個別に聞き取りするしか情報収集できず、支援する県防災担当者は困難を極め、撤収や交代を継続 or 中止の判断が出せないため次班や宿泊キャンセルなどが直前まで出来ない状況があった。もう少し石川県が指示について被災自治体にインフラ系や避難系などセクション毎に県職員を配置してニーズを把握し、県庁と連絡を取り合い各支援県に依頼や伝達すべき。

状況報告含めた応援要請

石川支部→中部支部→日水協(本部)

石川県企業局→厚労省

初期対応時の問題と課題(水道)

1. 道路復旧を先行して行う必要がある。(道路が断裂・ひび割れ・段差などあり非常に危険なのと目的地まで迂回する場合もあり到着に時間を要するため。
2. 水道を流しても下水がつまっているため下水の復旧も急ぐ必要がある
3. スタッドレスタイヤを所有していないのに派遣要請があり現地派遣した自治体がある。金沢市内泊で3日は雪が降っていないので事故等はなかったが職員の安全確保が一番重要である
4. 非常に現地対応含めて混乱している。日水協からの支持についても浮足だっているので落ち着いた対応をお願いしたい。
5. 派遣要請について前日の夕方に連絡があり翌日朝には現地に向けて出発など急な要請もある。
6. 必要な物資や材料の調達と現地へもっていくのに非常に大至急な要請がある。カラーコーンを100個持ってきてほしいとか。ただ少し時間がたちもっていかなくてもよいとか
7. 応急給水も行いながら1週間～2週間過ぎて水道の漏水調査と修繕なども行っているが職員の人数が全然足りていないので特段指示もなく自分たちで勝手に見つけて直しているとのこと。材料もどれがあうかわからないので他の自治体では消極的になっている。(漏水している場所を間違えて掘削しても時間と費用のロスに繋がる)

(下水道)

初期対応時の問題と課題

下水道については大都市による災害時協定ルールに基づき、1月7日付、中部ブロック下水道対策本部より大都市に要請。1月8日より大都市による下水道管渠施設等の復旧支援

1. 今回、上下水道を一体的に復旧する支援を依頼されているが、どのように進めていくかなど方針は支援自治体に任されている。水道への調整、依頼など手探りで決めていくことが多かったことから、どの施設から水道復旧すべきなのか、あらかじめ決めていただきたい。
2. 小規模自治体の場合、復旧するにも地元業者となることから、人手不足となり調査が進んでいても復旧の手待ちになることが多くなる可能性がある。復旧に対しては、自治体よりも下水道事業団や下水道協会などの人員が必要となるため、発災した時点で復旧支援体制を確保する必要がある。
3. 1次調査以降の災害支援費用は被災自治体へ請求することになるが、支援自治体によっては請求しない自治体もある。被災自治体は支援自治体を選ぶことが出来な

いため、不公平感がある。また、請求する支援自治体も請求しない自治体があると、請求するのが悪いような気持ちになる。基本スタンスとしては、全国一律にして、被災自治体も支援自治体も公平にしてほしい。

(共通課題)

1. 宿泊施設の確保が困難である
2. 道路が通行止めのため車中泊もあった
3. 国が石川県への支援なのに富山県・氷見市を紹介。現実的な対応をしてほしい
(1月25日の聞き取り)
4. 宿泊費について請求書による後日支払いができないか。現金だと4人で1週間行くと20万円の費用が必用。又ガソリン代金もかなりの負担
5. 各自治体の旅費規程に基づき宿泊費用が上限を超える分には自己負担をさせている自治体もあるとのこと(現在調査中)。又、管理職が個人負担している自治体もある。
6. 何年もかかる復旧作業になるため、国で例えば中能登町など被害の少ない地域に仮設住宅とは別に1~2千室の作業員宿舎(官民供用)を作っていたいただければ作業者の負担も減るかと思います。宿泊費用も徴収してでもいいと思います。宿泊施設が確保されていることで、支援する側も事務負担が軽減されます。建設費については宿泊費徴収で十分賄えますし支援自治体や業界が利用することが分かれば指定管理のように民間運営でも良いかと思う。

(今後の課題)

1. 国は上下水道技術職員を増員する方針だが、支持命令を含めてどこの自治体が行うかで現場の雰囲気も含めて混乱を招くおそれもある
2. 数人の正規職員で業務をおこなっていてその職員を休ませていかなければいけない但し気を使って休みにくいのではないかということもある。
3. 県水関連施設の早期復旧がなければ、応急給水活動は止められない。
4. 現地職員や住民に寄り添った給水活動が必要。(現地のニーズを見極める。)
5. 施設の被災状況を把握した上での給水活動が必要。(日水協事務局も業務過多で情報を整理しきれない。現場の情報や判断が重要。)

能登半島地震に関わる水道の現場課題

(公営企業評議会)

公営事業として「安全・安心・安定」な水道水を提供する責務がある中で、全国共通の課題として「ひと・もの・かね」が不十分である。

1. 公営職員の人材確保

平時においても職員数名で業務を行っている小規模事業者がある中で、今回の能登半島地震が原因で起こった断水などの災害対応は極めて困難な状況にある。平時も含め、危機管理の観点から公営職員の確保が必須である。

2. 「もの」の課題については水道施設の老朽化が進む中、災害時に備えた耐震化も思うように進んでいない。

今もなお断水が続いている事業者は財政的にも脆弱であり耐震化率は全国平均41.2%と比較しても低い数字になっている所が多い。災害復旧予算について更なる財政支援の拡充をお願いしたい。

3. 「かね」の課題について水道事業は水道料金で賄う独立採算制の中でこの間水道料金の改定(値上げ)を実施していない事業者が多い。耐震化や設備更新など含め事業継続のため料金の改定も視野にいれつつ、財政支援の拡充を行う必要がある。

4月から、水道行政が国土交通省に移管に伴い、水道事業が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(災害負担法)に追加される。それが前倒しで適用となることが閣議決定された。これを踏まえて、財政支援の裏付けがあるからこそ、仮水道復旧修繕など大胆な方法が選択でき、1日でも早く断水を解消し飲み水としての水道水を届けることに繋がる。

上下水道の復旧として一体的に連携できるよう各省庁に対してお願いしたい。水道を流しても下水がつまっていたりするとマンホールより溢れ出すため。下水の復旧も急ぐ必要がある。

第3回常任・水道・下水道部会幹事会<記録>

日時：2024年2月20日

場所：ウェブ

参加者：三役、常任幹事、水道・下水道部会幹事

記録：

<議長あいさつ>

はじめに、能登半島地震で被災された方々に心からのお見舞いと哀悼の意を表明、亡くなられた方々のご冥福を祈り、復旧・復興に尽力されている皆さまに敬意を表す。

続いて、自治労公営企業評議会として被災地の復旧・復興に関して、現場の声を集め、協力国会議員に働きかけ、国会での水道・下水道事業に関する発言を促進し、貢献したい意向を示した。また、今回直面した課題について、来年度の省庁要請へつなげていきたいと述べた。

最後に、被災地支援に向けて、幹事の協力と意見を求め、力を合わせるよう呼びかけた。

<報告：福永局長>

I. 応急給水及び下水道支援に関する情報共有

従来は日水協が中心となり、被災自治体からの要請を受けて、自治体へ要請をかける体制となっている。しかし、今回は1月4日に全国知事会からも要請があった。これについては、日水協からの知事へ要請したわけではなく、内閣府を通じた要請であったとみられる。下水道についても、1月4日から派遣があり、主に大都市が現地で支援にあたっている

過去の災害と比較しても長期の断水となっており、被害が大きいことに加えて配水池規模が小さく面体な調査・作業を行うことができず時間がかかっているなど地域特性もある。そのため、一度に多くの箇所でも調査・作業することができず、現在派遣されている職員は早急な復旧にむけて奮闘されているが思うように進まない状況になっている。

それぞれ、共通課題として宿泊場所の確保があがっており、金沢市内では宿泊場所の確保が困難で、宿泊料も高騰している。加えて、宿泊施設からの移動距離があることや悪路により、実際に作業する時間が短くなっている。また、支援が長期間となっていることから通常業務への負担が大きくなっている。このようななかで、年度末には人事異動や今度、1年～3年という派遣要請もあろうかと思われる。これらについては、労使協議をおこなったうえで、復旧・復興の支援にあたるようお願いしたい。

II. 2月9日の協力国会議員団会議について

「能登半島地震に関わる水道の現場課題」参照。

III. 泉代表からの質問

(質問内容)

① 県広域化で各自治体が参画することについて、職員（組合員）はどう
思っていますか？

(回答) 県一元化による広域化そのものについては事業経営のことなので最終
的には各自治体の判断になります。但し職員(組合員)の勤務労働条件
に大きく関わる事なのできっちりと労使で協議する必要がありますと
答えました。

②職員は行きたいと思っっていますか？

(回答) 行きたいと思っっていますか？という内容については大阪広域水道
企業団へ事業統合している所については身分移管(各自治体を退職)
して新たに企業団職員へ転籍(身分は公務員のまま)、もしくは
派遣の2パターンあります。
水道局で20～30年勤務している職員は思い入れがあるので
企業団へいく職員が多数です。最終的に企業団へいくかは
個人の決断になりますと答えました。

＜派遣者からの報告＞

上杉水道部会長（三重県津市）の活動概要

日時：1月14日～19日

場所：石川県七尾市

要請：日本水道協会（日水協）からの要請に応じて支援活動を行う

派遣人数：津市上下水道局から4人（管理局2人、事業局2人）

携帯物資：4t 加圧式給水車1台、作業用トラック1台、ブルーシート200枚

活動内容：

14-15日：地域住民が多く集まる場所で給水活動を実施（七尾城登山口駐車場など）

16-19日：受水槽への給水を行う（能登総合病院、七尾市役所、能登鹿島中学校など）

現地の状況：

病院では受水槽に問題があり、約70%しか使えない状態

中学校では高架タンクに問題があり、加圧ポンプが自動運転になっており、タンクの手前で
水漏れが発生

その他：

七尾市は70-80%を県水に委ねており、県水関連施設の早期復旧が必要

現地のニーズを見極め、住民・現地職員に寄り添った支援活動が必要であると再認識

情報共有にはチャットアプリを活用したが、情報の錯綜や整理の難しさも認識し、判断には

現場で得られた情報を共有しながら行動

島垣水道部会幹事（岐阜県高山市）の活動概要

日時：1月6日～8日

場所：中能登町

要請：全国知事会からの要請に応じて支援活動を行う

派遣人数：高山市から3人

活動内容：

給水活動：2人の事務職員が担当

漏水調査：中能登町役場の水道部局に入り、漏水調査を行う（島垣幹事）

現地の状況：

上水道の担当者：課長含め4人で、清掃関係の部署も兼務している

管路の耐震化：進行中であり、ハイポリや铸铁管などが使用されているが、一部はビニール管。また、下水道の同時埋設が多くある

給水管の枝管はビニール管が多く、作業にあたっては本管を探してから音調機で探索

その他：

自治体の規模によって管路の大きさが異なり、修繕方法についても、派遣元によって異なる。そのため、派遣された職員が適切な判断を下すことは難しいが、被災自治体も混乱しているので一部判断するにあたり困難な状況にあった。

技術職の不足や民営化の進行により、災害時の対応に不安を感じた。

塩田常任幹事（福井県福井市）の活動概要

日時：1月8日～10日

場所：中能登町

活動内容：

一次調査：マンホールを開けて目視調査し、その後、金沢市の処理場で事務作業を行う。

二次調査：業者によるカメラ調査を行い、職員は補助作業や住民対応、作業工程の策定を行った。

その他：

下水道調査：技術職の派遣が必要となる。福井市では多くの職員が調査にあたっており、通常業務の負担が増大している。今後1～2年にわたる長期支援の依頼があり、職員の健康面などに留意しながら作業を進める必要がある。

公企評(地連・県本部)の当面の日程(案)

2024. 3. 15 現在

2024 年

- 3月20日 午後(WEB) 第1回公企評拡大全国幹事会
4月20日 午後(WEB) 第4回水道・下水道部会幹事会
5月25～26(予定) 第5回常任幹事会
6月7～8日 三単産全国ガス政策会議 (宮城県・仙台市)
6月21日 2024 現業・公企統一第1次闘争全国統一闘争基準日
6月(予定) 1泊 第5回水道・下水道部会幹事会/2025年度政府予算編成に関する第1次要請行動
7月6日 午後(WEB) 自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会
7月12～13日 2024年公営企業集会 (長野県・長野市)
8月1～7日(予定) 第40回自治労水週間
8月24 (午後) 半日 2025年度第1回全国幹事会 (WEB)
9月8～9 1泊 2025年度全部会合同幹事会 対面 (関東方面)
12月7～8 1泊(予定) さきがけ公企塾(東日本) (山梨県・甲府市) 日程変更

2025 年

- 1月25～26 1泊予定 2025年度第2回全国幹事会 対面 (川崎市未定) 日程変更
4月中旬 1泊予定 第9回公企評合同政策集会 (場所未定)
8月上旬 1泊予定 2025公企評組織集会 (場所未定)
8月下旬 2026年度第1回全国幹事会 対面 (場所未定)

以上

総行給第8号
総行派第3号
令和6年1月19日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長
応援派遣室長
（公印省略）

災害応急作業等手当の運用について

この度の令和6年能登半島地震により被災された地方公共団体の一日も早い復旧等に向けて、各地方公共団体におかれましては、多大な御尽力をいただいているところ
です。

現地での業務を行うに際し、災害応急作業等手当について、国においては、人事院
規則9—30（特殊勤務手当）第19条の規定により、異常な自然現象により災害が発生
した現場（河川の堤防、道路又は港湾施設等）で行う巡回監視、応急作業又は災害状
況等の調査等の業務を対象として支給されることとなっております。

地方公共団体の職員は、このような業務のほか、国の職員が業務を行うことが想定
しにくい多くの現場業務に従事しており、例えば、避難所運営等の業務、罹災証明に
かかる家屋調査についても、災害応急作業等手当の支給対象作業に該当しうることに
ご留意の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やか
にこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各
市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術
的な助言）に基づくものです。

連絡先 総務省自治行政局公務員部 給与能率推進室 給与第二係 電 話 03-5253-5549（直通）

人事院規則九一三〇（特殊勤務手当）

（災害応急作業等手当）

第十九条 災害応急作業等手当は、人事院の定める職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）

（１） 河川の堤防等

（２） 道路法第四十六条第一項（第二号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

（３） 港湾施設又は鉄道施設等

二 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業

三 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると人事院が認めるもの

四 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業で心身に著しい負担を与えると人事院が認めるもの

五 前各号に掲げる作業に相当すると人事院が認める作業

２ 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額

（１） 巡回監視 七百十円

（２） 応急作業等 千八十円

二 前項第二号の作業 千八十円

三 前項第三号の作業 八百四十円

四 前項第四号の作業 七百十円

五 前項第五号の作業 千八十円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事院が定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第一号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合に該当するとき又は第二号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合に該当するときにあつては、第三号に定める額を同項の手当の額とする。

一 第一項第一号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第一号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項第一号又は第五号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額

二 第一項第三号の作業又は同項第五号の作業のうち同項第三号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると人事院が認める場合 前項第三号又は第五号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

三 第一項第一号から第三号までの作業又は同項第五号の作業（同項第四号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事院が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項第一号から第三号まで又は第五号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

大規模災害時の地方公共団体からの応援職員の派遣について

- 被災団体のニーズに応じ、発災直後の「短期派遣」と復旧・復興段階の「中長期派遣」を実施
- 災害時に地方公共団体間で職員の応援派遣を行う仕組みを構築
- 全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携して派遣

	短期派遣 (応急対策職員派遣制度)	中長期派遣 (復旧・復興支援技術職員派遣制度等)
被災自治体での支援業務	発災直後の災害応急業務 (避難所の運営・罹災証明書の交付等)	復旧・復興業務 (災害復旧事業に係る設計・施工管理等)
求められる役割	災害マネジメント支援・マンパワー	専門知識・技術
時期(目安)	発災後1～2か月程度	発災後3か月以降
職員の主な派遣期間	1週間程度で交代	通常は1年単位
派遣の形態	職務命令による公務出張	地方自治法に基づく職員派遣
費用負担	一般的には派遣元自治体	派遣先自治体
財政措置	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元自治体が負担をする応援に要する経費(職員の超過勤務手当・活動経費等)について、特別交付税により措置(実績額の8割) ・被災自治体へ派遣される職員の装備(安全装備、寝具、情報通信機器等)に要する経費について、普通交付税により措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣先自治体が負担をする受入れに要する経費(給与・各種手当等)について、特別交付税により措置(実績額の8割、震災復興特別交付税は10割) ・復旧・復興支援技術職員派遣制度においては、一定要件を満たす場合、人件費を普通交付税(市町村は特別交付税)により措置